

がん患者サロン Luana

がんの時に使えるお金の制度



2026年1月23日

がん相談支援センター
医療ソーシャルワーカー
永田 亜弓



がんと診断されたら？

医療費が払えるのか心配

仕事ができなくなったら
どうしよう・・・

自分に当てはまる制度って？



どこに相談すればいいの？

安心して治療を続けるため
利用できる様々な制度があります！

高額療養費制度①

- ・医療費（健康保険が使える治療費や薬代）が高額になったとき、自己負担の上限を超えた分が返ってくる制度です。
- ・国民健康保険、社会保険など公的医療保険に加入していれば利用できます。
- ・当院では令和7年4月から、オンラインで上限額を確認できるようになりました。



高額療養費制度②

- ・世帯合算・・・同じ世帯（＝同じ健康保険に加入している家族）で支払った医療費を合計して計算できる制度です。各自己負担額が21000円超えることが条件です。
- ・多数該当・・・過去12か月（1年間）で高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合、4回目から多数該当となり、自己負担限度額が低くなります。
- ・院外薬局（調剤薬局）の薬代も、高額療養費制度の対象になります。

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	$252,600円 + (医療費 - 842,000) \times 1\%$
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	$167,400円 + (医療費 - 558,000) \times 1\%$
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	$80,100円 + (医療費 - 267,000) \times 1\%$
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

<70歳以上の方の上限額（平成30年8月診療分から）>

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
		現役並み 年収約1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上 年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上/課税所得380万円以上 年収約370万円～約770万円 標報28万円以上/課税所得145万円以上	
167,400円+(医療費-558,000)×1%			
80,100円+(医療費-267,000)×1%			
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 (年14万4千円)	57,600円
非住民税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

注 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

傷病手当金

- ・ 病気や怪我で仕事を休んだときに、収入の一部を補う制度です。連続して4日以上仕事に就けなかった場合に申請できます。(最初の3日間は支給なし)
- ・ 会社員、公務員など社会保険に加入している方が対象です。
- ・ 給料の約3分の2が、最長で1年6か月支給されます。



医療費控除



- 確定申告で税金が戻ってくる制度です。
- 年間10万円を超える医療費があった場合に対象になります。
- 戻ってくる金額は、所得や支払った税金額によって異なります。

障害年金

- ・ 病気や怪我で日常生活や仕事が難しくなったときに、国から支給される年金です。
- ・ 初診日から1年6か月たった時点で請求できます。
- ・ 給付要件があります。
- ・ 国民年金は市役所の年金窓口、厚生年金は年金事務所が基本の申請窓口になります。



お仕事に関するお悩みは・・・

ハローワーク出張がん就労相談

・月に一度、当院を受診されている患者さんに向けて開催しています。

・就労の専門家である、ハローワークの就労支援ナビゲーターを迎え、出張相談を行っています。当院の相談員も同席いたします。

・ご希望があればがん相談支援センターへお問い合わせください。

がん等の治療をしながら働きたい方をサポートします

こんなことでお困りではありませんか？

- 今の仕事を続けるべきか、次の仕事を探すべきか迷っている。
- 自分の病状、体力にあった仕事を見つけたい。
- ブランクが長く、仕事に戻ること不安を感じている。
- 仕事復帰に際して、どんなスキルが必要か知りたい。

こんな悩み・不安を「解消」します！

予約制

毎月第2週火曜日13:00~16:00に
ハローワークの職員が相談に応じます
※ 当院を受診されている患者さんに限ります。

ご予約・お問い合わせ先：がん相談支援センター
TEL (072) 445-1000
【受付時間】9時~17時（土日祝、病院休診日除く）

市立岸和田市民病院・ハローワーク岸和田・大阪労働局

まとめ

がんに関する相談は
『がん相談支援センター』へ

治療のことだけでなく、仕事やお金、気持ちの不安など
どんなことでも相談ができる窓口です。
患者さんご本人だけでなく、ご家族の方も利用できます。

